平成23年度事業計画

教育研修事業

1. 講習会事業

1 講習会

1）廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可要件の一つである「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識及び技能」を習得するための処理業者を対象にした「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）」（以下、「新規講習会」、「更新講習会」という。）の6課程について実施する。

2）特別管理産業廃棄物を生ずる事業場において設置が規定されている特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」（以下、「特管責任者講習会」という。）及び「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会」の2課程について実施する。

3）PCB廃棄物の収集・運搬業の許可要件に関連した「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を実施する。

4）以上の講習会は、（社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会の協力で実施する。

2 委員会

講習会を円滑に実施するため、講習会に関する基本事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び試験問題を作成する「講習会試験委員会」を開催する。

3 講習会の開催計画

1）新規講習会：138回
2）更新講習会：158回
3）特管責任者講習会：137回
4）PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会：5回

4 講習会テキストの全面改訂等

受講者及び都道府県・政令市のニーズを取り入れ、より一層受講者に分かりやすく、実務に役立つテキストにするため、教育研修運営委員会の意見を踏まえ、新規・更新講習会テキストの全面改訂を行い、平成23年度から使用する。また、カリキュラムについても見直しを行うとともに、受講料を一部値下げする。

2. 研修事業

排出事業者及び処理業者のより一層の資質の向上を図るために、（社）全国産業廃棄物連合会と共催により、産業廃棄物処理の基本である委託契約・マニフェスト等の実務に役立つ研修会を実施する。また、新たに排出事業者における産業廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理委託等の管理・監督に携わる責任者を対象とした産業廃棄物マネジメント研修会（仮称）を実施する。

（1）産業廃棄物処理実務者研修会：15回
（2）（新規）産業廃棄物マネジメント研修会（仮称）：2回

3. セミナー事業

産業廃棄物に関する話題を提供し、産業廃棄物の適正処理に向けての理解を得ることを目的としてセミナーを実施する。また、日廃振センターの関係者間の情報交換を密にすることを目的として、JW懇話会を実施する。

容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、日廃振センターで定めた評価基準に則って評価付けを行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

調査事業

1. 受託調査事業

1 環境省等の一般競争入札に積極的に参加し、産業廃棄物に関する調査等を実施する。

2 国、関係団体等の研究助成事業に応募し、産業廃棄物処理に関する調査を実施する。

2. 自主調査事業

1 国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行う。

2 1 により得られた成果については、講習会事業のテキストに活用する等、広く情報提供を行う。

国際協力事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、有害廃棄物及び産業廃棄物マネジメントに関する情報の収集・提供、国際交流を実施する。また、環境省等の要請に応じて、国際的な3R推進活動等に協力する。

1 海外の産業廃棄物管理情報の収集・提供
2 国際交流の推進
3 他機関プロジェクトへの協力

事業計画

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターは、産業廃棄物処理の適正化を図り、産業廃棄物処理に関する各種事業の健全な発展を推進するとともに、産業廃棄物の再資源化を促進するなど、生活環境の保全と向上を目指して、産業廃棄物処理関係者に対する教育研修事業を始め、産業廃棄物に関する調査研究、並びに電子マニフェストシステムの充実と普及等を推進するため、次の事業を行う。
また、公益財団法人移行に伴う認定申請を行うとともに、事務所基盤整備計画に基づき、事務所の移転整備を行う。

出版事業

廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

1 感染性廃棄物処理マニュアル
2 明快！排出事業者のための廃棄物処理法解説
3 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集〈平成23年版〉

広報事業

1. 日廃振センター情報（JW機関誌）の発行

日廃振センターの事業に関する情報誌を発行する。

2. ホームページ

講習会事業、電子マニフェスト事業など日廃振センターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について情報提供を行う。

全国大会開催事業

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催する。

1 名　　称：第10回産業廃棄物と環境を考える全国大会
2 期　　日：平成23年11月4日
3 場　　所：京都市
4 共　　催：（社）全国産業廃棄物連合会
（財）産業廃棄物処理事業振興財団
（財）日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理事業

平成23年度は、引き続き電子マニフェストシステムの安定運用と利便性の向上を追求するとともに、マニフェストの利用件数の多い排出事業者及び公共工事等における電子マニフェストの利用の促進に重点を置いた普及活動を行い、年間登録件数1,350万件（年間普及率30%）を目標にさらに電子化の推進を図る。

1. 平成23年度電子マニフェスト普及計画

年度＼区分		加入者数							マニフェスト年間登録件数
		排出事業者				収集運搬業者	処分業者	合計	
		A料金	B料金	団体	計				
平成22年度	計画値	4,200	15,800	43,000	63,000	8,900	5,600	77,500	16,000,000
	見込み数	2,800	11,000	44,000	57,800	9,400	5,500	72,700	10,700,000
平成23年度計画値		3,200	12,500	50,000	65,700	10,900	6,100	82,700	13,500,000

2. 電子マニフェスト普及促進事業

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、以下の事業を実施する。

1 重点普及対象への普及活動

1）多量排出事業者及びマニフェスト利用件数の多い排出事業者を重点に普及活動を実施する。
2）公共工事及び公共関与の産業廃棄物処分場等における利用促進を図る。

2 広報活動

1）ホームページの充実
2）普及啓発資料等の作成及び配布
3）普及広報等

3. 電子マニフェストシステムの運営管理

安定したシステムの稼働を確保するとともに、円滑かつ適正な運営を維持するため、以下の事業を実施する。

1 システムの運用・保守管理

1）システム運用・保守管理の徹底
2）端末操作方法の問合せ対応等サポート業務の充実

2 電子マニフェスト運用支援事業の委託

（社）全国産業廃棄物連合会に委託して、各都道府県産業廃棄物協会において加入申込手続き及び既加入処理業者に対する各種サポートを実施する。

4. 電子マニフェスト事業中長期計画の見直し等

平成21年6月に策定した電子マニフェスト事業中長期計画（計画期間：平成21年度～平成25年度）について、これまでの実績等を踏まえて見直しを行うとともに、加入の促進及び利用者負担の公平性の観点から、現行の利用料金（加入料、基本料、使用料）体系の見直しについて検討する。

その他

1. 公益財団法人移行認定申請

新公益法人制度における公益財団法人への移行を目指し、内閣府に対し移行認定申請を行う。

2. 事務所の移転整備

日廃振センターの事務事業の安定的かつ効率的な実施に資するため、事務所基盤整備等計画（平成21年3月13日変更）に基づき、事務所の移転整備を行う。